様式第1号

**御杖村施業放置林整備事業の実施に関する協定書**

（協定の目的）

第1条　御杖村長（以下「甲」という。）と整備地の所有者　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第1条の趣旨に則り、森林の有する公益的機能の維持増進を目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条　この協定の期間は、協定を締結した日から　　　年3月31日までとする。

2　第4条第1項に規定する整備が、協定締結日の属する年度内に完了しなかった場合、前項の規定にかかわらず、整備の完了日から起算して10年後の日が属する年度の末日を協定の満了日とする。

3　この協定の目的の達成上、特に必要のある場合は甲乙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（協定の対象となる整備地）

第3条　協定の対象とする森林の所在、対象区分及び面積は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | 整備対象森林の所在地 | 林班・小班･施業番号 | 整備対象森林の面積(㏊) |
|  | 　　　　　字　　　　　 |  |  |
|  | 　　　　　字 |  |  |
|  | 　　　　　字 |  |  |
|  | 　　　　　字 |  |  |
|  | 　　　　　字 |  |  |

(整備の内容)

第4条　甲は、第1条の目的を達成するため、整備対象森林において本数率で40%以上の間伐を行う。

2　甲は、乙が整備に伴う伐倒木を搬出及び利用しようとするときは、自家消費のほか、販売等の利益を目的とした活動についても、これを妨げない。

3　乙は、甲が甲以外の者に委託して整備を行うとき、その選定について意見を述べることはできない。

（費用の負担等）

第5条　前条の整備に要する費用は、甲が別に定めるところにより甲が負担する。

2　乙は、甲の負担により搬出した間伐材の売上げによる還付を求めないものとする。

（乙の義務）

第6条　乙は、次に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

　(1)　第4条の整備に協力し、その施工に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

　(2)　この協定の期間内においては、整備地の転用をしないこと。

　(3)　整備を行ったことを示す表示板の設置に協力すること。

　(4)　整備地の所有者等に関する権利義務に関し、紛争が起こった場合はその処理解決にあたること。

　(5)　この協定の期間内に整備地に係る所有権の移転、若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定、若しくは移転がある場合は、甲に通知するとともに権利を継承し又は所得する者に対し、この協定について承継させること。

　(6)　前号の規定について、権利を継承し又は取得する者がこの協定の承継を拒んだときは、甲が負担した整備に要する費用相当額を甲に支払うこととする。

　(7)　協定の期間内に氏名または住所に変更があった場合は、速やかに甲に書面で通知すること。

（災害等による損害）

第7条　整備の実施中及び実施後に、火災、天災その他甲の責に帰さない事由により整備地に生じた損害並びに乙及び乙以外の者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

（特別の事情による協定の失効）

第8条　次に掲げる場合は、この協定の全部又は一部についてその効力を失うものとする。

　(1)　整備地の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

　(2)　火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により整備地の全部又は一部が滅失したとき。

（乙の義務違反）

第9条　乙は第6条第1号、第2号、第5号又は第6号の義務に違反したときは、第5条の規定により甲が負担した整備に要する費用相当額を甲に支払うものとする。

（乙の協力）

第10条　甲が、協定の期間内において第4条第1項の整備による効果を検証するための調査等を行うために整備地の使用を申し出た場合は、乙は協力するよう努めるものとする。

2　乙は、協定の期間が満了した後も、第1条の協定の目的が達成されるよう努めるものとする。

（整備地の管理）

第11条　甲は、協定期間中、整備の効果を持続的に発揮させるため当該森林の現況把握に努めるものとする。

（疑義の決定）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

　上記協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

　　　　　年　　月　　日

甲　住所：奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地

　　氏名：御杖村長

乙　住所：

　　氏名：